

令和6年度指導監査実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、県が所管する社会福祉法人・社会福祉施設（以下「法人・施設」という。）の適切な運営の確保と当事者目線に立った福祉サービスの質の一層の向上に向けて、以下のとおり指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

定期指導監査は、法人・施設の区分ごとに、次により実施します。

実施方法は、実地によるほか、必要に応じ、書面により実施することができるものとします。

(ア) 社会福祉法人

原則3年に1回の実地監査としますが、国が特例的扱いについて通知を発出した場合は、実地によらず、書面及びリモートの手法のみによる定期指導監査を特例的に実施できるものとします。

(イ) 老人福祉施設

原則3年に1回の実地監査としますが、前回の実地監査の結果、運営に大きな問題が認められない施設については、4年に1回とします。

(ロ) 障害者支援施設等

原則毎年度の実地監査としますが、前回の実地監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている施設（障害児入所施設等を除く。）について、書面により実施することができ、障害児入所施設等については書面及びリモートで実施することができるものとします。

また、運営に大きな問題が認められない施設については、3年に1回とします。

(ハ) 児童福祉施設

原則として、毎年度実地監査を実施しますが、運営に大きな問題が認められない施設については、2年に1回又は書面監査とします。

(ニ) 救護施設

原則として、毎年度実地監査を実施しますが、前回の実地監査の結果、運営に大きな問題が認められない施設については、2年に1回とします。

区 分	指導監査実施時期（運営に大きな問題が認められない施設）	事務の扱い
社会福祉法人	3年に1回実地監査を実施（特例的に書面等で実施の場合は2年に1回監査を実施）	法定受託事務
救護施設	毎年度（2年に1回）実地監査を実施	
老人福祉施設	3年に1回（4年に1回）実地監査を実施	自治事務
障害者支援施設等	毎年度（3年に1回）実地監査を実施	
児童福祉施設	毎年度実地監査を実施（2年に1回又は書面監査）	

イ 臨時指導監査

調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する法人・施設に対して、特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人・施設等における利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組、改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取組

○ 虐待等防止に係る具体的かつ効果的な取組（定期的な自己点検＜虐待の未然防止、早期発見、事後の迅速な対応＞、組織的な支援体制＜虐待防止委員会の設置、指針整備、研修の実施、専任担当者の選任＞ 等

ど

- 身体的拘束等の廃止に向けた取組(組織的な支援体制<身体拘束適正化検討委員会の設置、指針整備、研修の実施、専任担当者の選任> など)
- 苦情解決体制の充実と徹底、第三者委員の積極的な活用
- 事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取組など

(2) 防災・防犯対策・感染症対策

- 実態に応じた防災計画の見直し、非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施状況、災害発生時の地域との連携など
- 施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携など
- 業務継続計画の取組(感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画に基づく訓練の実施、研修の実施など)
- 感染症発生及びまん延の防止等に関する取組(組織的な支援体制<感染対策委員会の設置、指針整備、研修の実施、訓練の実施>など)

(3) 地域等との連携

- 施設の運営に当たっての地域住民や地域交流の取組(利用者の家庭との関わり、日頃の連携状況など)
- サービス事業所等との連携(施設退所後の利用者が地域生活を続けるためのフォローアップ、利用者の家庭との関わりなど)

(4) 法人運営体制の確保状況

- 評議員、評議員会について(就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など)
- 役員、理事会について(就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など)
- 理事長への委任等について(理事長専決の範囲が適正に定められているか、定款施行細則に従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告を適正に行っているかなど)
- 稟議書について(決裁の根拠を説明する資料が添付されているか)
- 現金管理について(日々の現金管理体制は適正か)
- 契約方法について(利益相反取引を理事会で議論しているか、随意契約が適正かなど)

3 当事者目線の障害福祉推進の取組

本県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 〜ともに生きる社会を目指して〜」を制定し、当事者目線の障害福祉の推進について、県、県民、事業者の責務を定め、令和5年4月1日から施行しています。

このことから、施設等における当事者目線の障害福祉の推進に当たって、障害福祉サービス提供事業者の責務への取組状況について、次の事項を確認します。

- 当事者の意思決定支援(個別支援計画策定や地域生活移行に係る一連の流れなど)
- 当事者の社会参加(日中活動、レクリエーション行事内容、社会参加活動)